



未来に残したい大切なものがあるから...

「ふるさと応援基金」創設

村づくりへくりこみ皆さんの思いを

「ふるさとを応援したい、支援したい」という、皆さんのかけがえのない「思い」を形にするため、平成20年度の税制改正で寄付金税制が拡充され、5月1日から「ふるさと納税制度」がスタートしました。村は、この制度を利用して皆さんからの寄付を「普代村ふるさと応援基金」と名づけ、村づくりに活用したいと考えています。これからの村づくりは行政だけではできません。普代に住んでいる皆さんが、普代を離れて暮らしている皆さんが、共に協力し助け合うことが必要です。皆さんの「思い」を村へ届けてください。

活用法は4項目から

皆さんからいただく寄付金は、一度「普代村ふるさと応援基金」に積み立て、村総合発展計画にある教育や文化、産業の振興、生活環境の整備などの財源に活用します。

寄付できる項目は、3つの表の通りで、①人を育てる人を活かす事業②地域の資源を知恵と努力で活かす事業③恵まれた自然を活かして快適な生活環境をつくる事業④住

民参画による開かれた行政活動を展開する事業—の4項目です。さらに具体的な事業を指定することもできます。

また、村への寄付は、村出身者に限らず「普代を応援したい」という人であれば全国のごなたでも寄付できます。

住民税の軽減なども

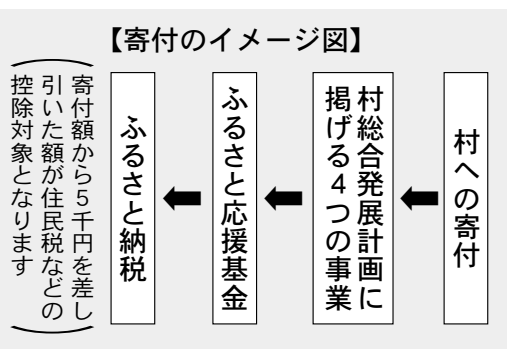
村に5千円を超える寄付を行った場合は、5千円を超える部分について、個人住民税の所得割の概ね1割を上限と

電話で簡単申し込み

して、翌年度に課税される個人住民税から税額控除されます。

申し込みは役場窓口で用意してある「寄付申込書」に住居、氏名、寄付金額などを記入します。寄付申込書は電話、郵便、ファクス、電子メールなどで連絡いただければお送りします。

また、インターネットに接続可能な人は、村ホームページ



からも申込書を入力（ダウンロード）できます。

納入は振り込みなど

寄付金の納入方法は、役場から送付する「納入通知書」で最寄りの銀行、農協、漁協などから納める方法と、現金書留での納入、役場に直接納めていただくこともできます。

納入通知書は寄付申込書で金額や払い込み方法を確認し、後日役場から郵送します。振り込みなどの際は、お手数

寄付金受領書を送付

振り込みの確認後、「寄付金受領証明書」を役場からお送りします。

税の軽減を受けるには、お住まいの市区町村の窓口などで確定申告（2月中旬から3月中旬）をする必要があります。

でも送金料は納入する人の負担となります。

なお、確定申告の際には、

寄付金受領証明書の提示が必要となりますので、大切に保管してください。

以上、簡単に説明しましたが、不明な点がありましたら、お気軽に役場総務課（☎0194-35-2111）までお問い合わせください。

寄付できる項目は下の4つです (寄付者が自由に選べます)

1	人を育てる人を活かす事業 (教育・文化・社会活動・人づくり)	①将来を担うたくましい子どもを育てる(学校教育・幼児教育) ②自立する人を支援する(社会教育・地域リーダー育成) ③文化・スポーツ活動を楽しむ(文化・スポーツ活動) ④住民全てが村おこしに参加する(コミュニティ活動、交流活動、住民意識改革) ⑤少子高齢化時代に適う後継者対策を進める(少子高齢化・後継者対策)
2	地域の資源を知恵と努力で活かす事業 (産業の振興)	①恵まれた漁業環境を活かす(水産業) ②特産化と地産地消運動を展開する(農林業) ③地域資源を活かした活動を展開する(商工業) ④体験交流型観光を築く(観光・グリーンツーリズム)
3	恵まれた自然を活かして快適な生活環境をつくる事業 (生活環境基盤整備)	①豊かな自然を取り戻す(自然環境の保全と活用) ②村民の安全を守る(防災) ③道路を良くする(道路交通) ④快適な生活環境をつくる(居住環境) ⑤安心できる暮らしを守る(保健医療福祉)
4	住民参画による開かれた行政活動を展開する事業 (行財政)	①新総合発展計画を推進する(計画行政の推進) ②住民の意向を行政に反映させる(住民参加行政の推進) ③村財政の再建に努める(財政再建) ④電脳村を目指す(情報化時代への対応) ⑤一人ひとりが村の活性化を担う(職員資質向上)

■問い合わせ先 役場総務課 (☎0194-35-2111) お電話お待ちしております。

ふるさと普代、大切な人がいる普代、普代が好き、応援してください、大切なふるさとを……

写真は普代浜です。小さいころ、皆さんも遊んだ記憶がありませんか？